プロジェクト　収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目　適用時期の検討

本資料の目的

1. 第 345 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日開催）において、以下の全般的な進め方を事務局は提案しており、本資料は、新基準の早期適用及び強制適用の時期について、審議を行うことを目的としている。

> (7) 今後の会計基準の開発スケジュールは以下のとおりとする。
>
> ① IFRS 第 15 号及び Topic 606 の強制適用日（IFRS 第 15 号においては 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度、Topic 606 においては 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度）に任意適用が可能となることを当面の目標として検討を進める。
>
> ② 公開草案を、2017 年 6 月までに公表することを目標とする。
>
> ③ 強制適用時期は、会計基準の内容が概ね判明した段階で検討を行う。

2. なお、経過措置については、今後、別途検討を行う。

早期適用の時期

3. 第 1 項に記載のとおり、IFRS 第 15 号及び Topic 606 の強制適用日を踏まえ、早期適用の時期を検討すると、以下の 2 つの案が考えられる。

（案 1）2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から早期適用を認める。

（案 2）2018 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から早期適用を認める。

4. これまでの会計基準では、多くのケースでは 3 月決算をベースに適用時期を検討してきたが、IFRS 又は米国会計基準を連結財務諸表で任意適用している企業のうち、12 月末、1 月末又は 2 月末を決算期末とする企業[1]が一定程度存在することを踏まえると、(案 1)とすることが考えられる。

[1] 2017 年 4 月 16 日現在、IFRS 又は米国会計基準を連結財務諸表で任意適用している東京証券取引所上場企業（133 社）のうち、12 月末を決算期末とする企業は 24 社、2 月末を決算期末とする企業は 3 社である。

5. ただし、2018 年第 1 四半期に新基準が最終化される場合には、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度の期中に基準が最終化されることとなるため、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することになり、四半期と年度の首尾一貫性が保てなくなる。この点を重視し、我が国では 3 月末を決算期末とする企業が多いことを踏まえると、(案 2)とすることも考えられる。

第 81 回専門委員会（2017 年 4 月 26 日開催）で聞かれた主な意見

- IFRS 又は米国会計基準を連結財務諸表で適用している 12 月末を決算期とする企業の子会社等については、四半期開示が行われないため、新基準の早期適用のニーズがあると考えられるため、（案 1）を検討することが考えられる。

ディスカッション・ポイント
新基準の早期適用の時期に関する分析について、ご意見を頂きたい。

強制適用の時期

6. 強制適用の時期の検討にあたっては、これまで以下の意見が聞かれており、考慮する必要があると考えられる。

(1) 業務プロセスの変更に伴い、システム対応に要する期間を考慮すべきである。

(2) 主要な業績指標（KPI）が変更される場合など、企業の経営管理に与える影響を考慮すべきである。

(3) 企業が適時に準備を行うことを可能にするために、強制適用時期を明示すべきである。

(4) 例えば、連結財務諸表の観点から重要性がない子会社等、一定の企業については、強制適用時期を遅らせるべきではないか。

(5) 開示作成の対応には相応に時間を要する可能性があり、その期間も考慮すべきである。

7. これまでに ASBJ が開発した会計基準を勘案すると、早期適用の時期から強制適用

の時期までの期間は1年とする例が多い[2]が、本件については、上記を踏まえると2年とする案も検討が必要になると考えられる。また、日本基準による企業では3月末を決算期末とする企業が多いことを踏まえると、強制適用の時期として、以下の2つの案が考えられるがどうか。

（案1）2019年4月1日以後開始する事業年度から強制適用する。

（案2）2020年4月1日以後開始する事業年度から強制適用する。

第81回専門委員会（2017年4月26日開催）で聞かれた主な意見

- システム改修等の準備期間、経営管理の変更、開示への対応等を考慮すると、（案1）や（案2）では準備期間として十分ではなく、2021年4月1日以後開始する事業年度から新基準を強制適用することを検討すべきである。

ディスカッション・ポイント
新基準の強制適用の時期に関する分析について、ご意見を頂きたい。

以　上

[2] これまでにASBJが開発した会計基準については、早期適用の時期（会計基準の公表日以降に早期適用できる場合も含む。）から強制適用の時期までの期間は、通常、1年程度とされているが、長いもので2年のものもある。
例えば、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」は、持分法の適用対象となる非連結子会社や持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続について見直され、2008年3月10日に公表され、2010年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用されるが、2010年3月31日以前に開始する連結会計年度及び事業年度から適用することができるとされていた。
また、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」は、2008年3月31日に公表され、2010年4月1日以後開始する事業年度から適用されるが、2010年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができるとされていた。